

徳島県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

吉野川土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	矢野満夫	鳴門市撫養町木津四二九
同	横井末廣	同 大津町備前島一 二、一 二二二
同	中川昇	板野郡松茂町笹木野字山南八五
監事	傳藤一	徳島市応神町古川字北一一五一